名古屋北法人会だより

No. 152

2022年 1月

［題字］名古屋北税務署長　浅野和美

法人会 消費税期限内納付 推進運動

公益社団法人　名古屋北法人会

CONTENTS

年頭のごあいさつ
（公社）名古屋北法人会　会　長　石原　彰久 …… 1
名古屋国税局　課税第二部長　浅井　清貴
名古屋北税務署　署　長　浅野　和美

納税表彰受賞者 …… 4

第37回法人会全国大会 …… 6

国税広報 …… 8

愛知県広報 …… 12

名古屋市広報 …… 14

税理士会 …… 16

会員のページ …… 18
父の青春！ 商工省愛知機械技術員養成所
“モノづくり愛知の礎”
大曽根支部　桶槽工業㈱　稲垣　要

法人会事業 …… 20

支部報告 …… 22

新会員紹介 …… 25

女性部会活動レポート …… 26

青年部会活動レポート …… 28

税を考える週間記念講演会 …… 29

マンガで分かる！ 法人会自主点検チェックシート …… 30

今回の表紙

新年あけまして、おめでとうございます。

2022年の干支は「壬寅（みずのえ・とら）」です。「壬」は女性がお腹に子供を宿す「妊」の一部であることから「生まれる」という意味があり、「寅」は「演」が由来といわれ、「人前に立つ」の意味。また同じ読みの「延」から「延ばす、成長する」という意味を持っているそうで「壬寅」には、生命力に溢れ、華々しく生まれる年といった縁起の良さがあります。

新しい生活様式に順応して、アフターコロナの世界に向かっていく今年にふさわしい干支といえそうです。

今回の表紙は、寅年にちなみ金虎酒造（名古屋市北区）の純米大吟醸「金虎」とけんた君の写真です。

年頭のごあいさつ

公益社団法人名古屋北法人会　会長　石原彰久

年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により危機的事態に陥りました。そしてなお、変異株の流行が心配ですが、生活習慣における各種の対策、医療体制の充実、新薬の開発など、これらの相乗効果による収束への道筋も明るい兆しです。また、企業収益をはじめ経済社会もコロナ前の水準を取り戻しつつあります。

とはいえ、中小企業は長期にわたってコロナ禍の影響を直接的に受け、その対応は限界に達しています。地域経済と雇用を担う中小企業が立ちいかなくなるような事態を招くことのないよう、実効性ある対策の策定が急務であり、この新しい年こそ、希望に満ち溢れる充実した年となることを切に願います。

ところで、法人会は、「健全な経営」「正しい納税」「社会に貢献」を3本の柱として、全国の約 80 万社の企業が加入し活動する団体であり、私ども名古屋北法人会には、北区・守山区に所在する法人企業等（個人事業主を含みます。）約 2,600 社の皆さんが集い、会員交流・支援事業のほか、公益法人として「税と経営」を中心とする地域社会貢献活動を積極的かつ真面目に展開しています。

そして、法人会会員としての加入メリットは少なくありませんが、なんといっても最大の加入メリットは、法人会の活動やその会員企業に対して、税務ご当局から常に厚い信頼をいただいていることであります。

このことは、諸先輩方が半世紀にわたって真面目に継続して来た会活動の成果であり、これからも自信を持って継続していかねばならない事柄です。

昨今、残念なことに、当会の組織率は年々低下しており、いよいよ 30 パーセントを下回る水準にまで達してしまっているところです。

法人会未加入企業様への加入のご案内や、既会員企業の皆さまによるご紹介を受けて新規に加入していただく企業様も一定程度おられますが、新規に法人を設立される経営者の皆様の中には、「法人会」それ自体をご存じない方も多く、速やかに入会いただけていない実情にあり、国の財政の根幹を支え企業経営とは切っても切れない“税”を基本に、真摯に事業活動を展開しているものとしては、甚だ歯痒い思いです。

より一層の広報・知名度アップを図る必要がありましょうし、更なる魅力あふれる事業活動を展開していくことが求められています。

一昨年来、新型コロナウイルスの感染拡大への対応から、やむを得ず事業活動を見合わせざるを得ないこともありましたが、今後は、感染の状況を的確に見極めつつ、特に新規設立法人の経営者の皆様方を始め、地域社会の皆様方に「法人会」をしっかりと認知していただく活動を展開していくことが必要です。

そのためには、まず、現在の会員が元気でなくてはなりません。

今を契機として、会活動を推進する個々の役員が、本会、支部、青年及び女性部会などのあらゆる立場で、会員同士の顔の見える繋がりの拡がる活動を地道に展開し、コロナで傷つき希薄になってしまった対人関係を回復させる世話役活動などを基礎に、経営者の英知をもって集い、組織の活性化を図っていきましょう。

活動を通じて得られる“信頼関係”を糧に、会員相互・地域社会とのネットワークを強固にし、会社の繁栄と、地域の振興、ひいては国・社会の繁栄に貢献していきたいと存じます。

結びにあたり、皆さまのご健勝とご多幸、社業のますますのご発展をご祈念申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

年頭のごあいさつ

名古屋国税局　課税第二部長　浅井清貴

令和 4 年の年頭に当たり、公益社団法人名古屋北法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が無観客ながら開催され、多くの日本人選手が活躍しました。

また、メジャーリーグベースボールにおいて、大谷翔平選手が現代野球では例のない二刀流をやり遂げるなど大変喜ばしい出来事がありました。

このような中、新しく迎える年が、会員の皆様にとって充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、公益社団法人名古屋北法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応においては、行政のデジタル化の必要性が顕在化するなど、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しております。

国税当局としましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすために、ICT の活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を 2 本柱とする「スマート税務行政」を目指し様々な取組を進めてきました。

今後におきましても、申告・納付のデジタル化の推進、内部事務のセンター化等、事務運営の見直しやインフラ整備などの取組を進めてまいりますが、これらの取組を成し得るためには、e-Tax やマイナンバー制度の更なる普及・定着が必要であり、法人会の皆様の御協力が必要不可欠であると考えております。

また、昨年は、令和 5 年 10 月 1 日に導入されるインボイス制度に係る適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されましたが、おおむね円滑に進められており、法人会の皆様から、説明会の開催や制度の周知・広報活動など幅広く御協力をいただきましたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後も更に、インボイス制度の円滑な導入に向けて取り組んでいくこととしておりますので、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、公益社団法人名古屋北法人会において取り組まれております「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」は、納税者の皆様の税務コンプライアンスの向上に役立つものであり、極めて有意義な取組と考えておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響の中、会員の皆様には工夫を凝らした会活動を実施していただいているところ、本年は従前以上の信頼関係構築の年にしたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人名古屋北法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

謹賀新年 2022

本年もよろしくお願いいたします
皆様にとって良い年でありますように

名古屋北税務署長　浅野和美

宿利 副署長　　浅野 署長　　池原 法人一統括

納税表彰受賞者

受賞おめでとうございます

（敬称略）

令和3年度納税表彰受賞者の方々は、次のみなさんです。

本年も新型コロナ感染症拡大防止の観点から、全国で統一して納税表彰式を挙行しないこととし、名古屋北税務署では浅野和美署長が会社を訪問され、受賞者の皆さんに表彰状を直接手渡されました。

名古屋北税務署長表彰

◆野田 隆志　ユニック中部販売㈱

金城西支部

◆小林 由和　㈱芝テクノ

守山支部

◆山口 啓一　山宗㈱

大曽根支部

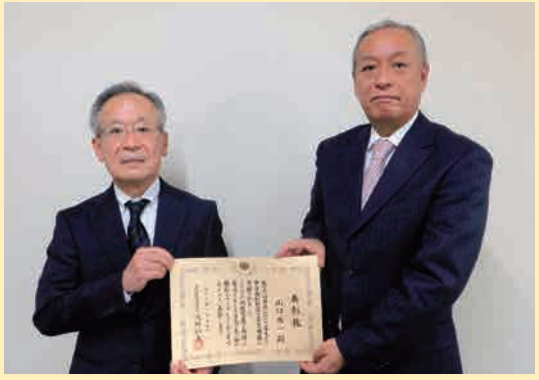

名古屋北部税務推進協議会長表彰

◆河西 一雄　北愛知三菱自動車販売㈱

若葉支部

◆髙橋 勝広　㈱シバタ紙器製作所

守山支部

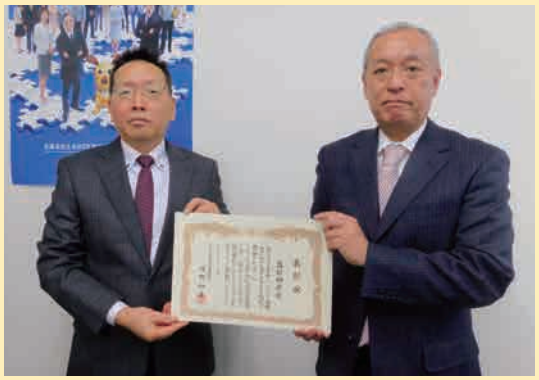

◆日比野 克哉　日比野建設㈱

金城西支部

※いずれも写真の撮影時のみマスクを外して撮影したものです。

納税表彰一口メモ

納税表彰の制度は、昭和 27 年から始まり、財務大臣（当時は大蔵大臣）表彰、国税庁長官表彰、国税局長表彰、税務署長表彰等があります。

納税表彰は、国税の申告と納税及び租税教育等に関して、多年にわたってその功績が顕著な団体又は個人及び法人を顕彰することにより、広く納税道義の高揚等に資することを目的として、現在は、秋の「税を考える週間」の時期に合わせて行われています。

第37回 法人会全国大会
税制改正要望大会

岩手大会

令和3年
10月7日㈭

メイン会場　ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング（岩手県盛岡市）
サテライト会場　全法連会館（東京都新宿区）

令和4年度 税制改正スローガン

- **ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！**
- **適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！**
- **コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！**
- **中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！**

10 月 7 日、第 37 回法人会全国大会岩手大会が、新型コロナウイルス感染状況に配慮して、岩手県盛岡市 をメイン会場として、全法連会館（東京都新宿区）をサテライト会場として二元中継で結ぶオンラインにより開催され、全国各地の法人会会員らが視聴参加しました。

第1部の記念講演では、アイリスオーヤマ株式会社代表取締役会長の大山健太郎氏が「ユーザーイン経営」と題して講演。

大阪の小さな下請企業が農業用資材メーカーへ移行するとともに仙台へ移転したことや、

▲公益財団法人全国法人会総連合会長　小林栄三

▲アイリスオーヤマ株式会社 代表取締役会長　大山健太郎 氏

オイルショックの経験など、今日に至るまでの歩みを紹介しながら、「世の中が危機のときこそビジネスチャンスでもあり、変化にいち早く対応することが企業の業績に、地域発展に貢献できる。」と語られました。

講演テーマの「ユーザーイン経営」とは、消費者の立場に立ったものづくり・サービスの提供であり、「生活者が何を欲しているのか、何に不満を持っているのかといった潜在化ニーズを汲み取ったオンリーワンの商品づくりと、それを売る“市場”も作っていった。」と話され、

企業理念である「会社の目的は永遠に存続すること。いかなる時代環境に於いても利益の出せる仕組みを確立すること。」を基に、利益確保をしながら安価な製品を提供できる仕組みづくりなどについて持論を紹介されました。

第2部の式典では、令和4年度税制改正提言の取りまとめや青年部による租税教育活動の事例発表が行われた後、大会宣言では、国家的課題である財政健全化の重要性を訴えるとともに、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めました。

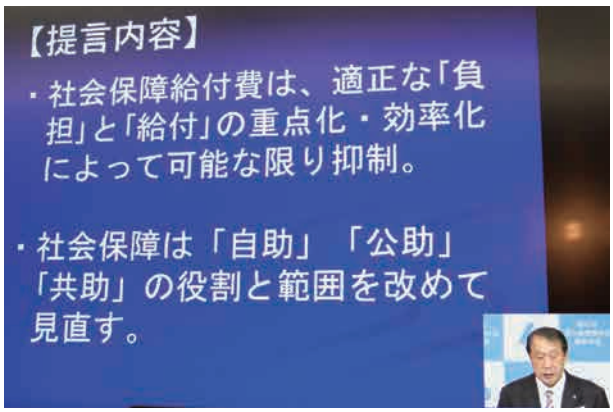

▲飯野税制政務委員長

こちらから、全国法人会連合会による「令和4年度税制改正に関する提言」をご覧いただくことができます。

大 会 宣 言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業のコンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

わが国経済は新型コロナウイルス感染症により、未曾有の危機的事態に陥った。来年度には流行の収束も見込まれ、企業収益をはじめとして経済社会も回復傾向にあることから、「ポストコロナ」を見据えた具体的な戦略が求められている。

国家的課題である財政健全化は困難を極めている。国債で賄った莫大なコロナ対策費の償還財源について、多くの先進国では大枠の返済計画を示し始めている。わが国は先進国で最速スピードの少子高齢化に加え、人口減少という極めて深刻な構造問題も抱えている。将来世代に負担を先送りせず、現世代で解決するよう具体的な方策を早急に策定することが重要である。

中小企業は、長期にわたるコロナ禍の影響を受け、限界に達している。実効性のある対策により、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。さらに、地域経済と雇用の担い手である中小企業が存在感を示すことのできるような税制の確立も不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和３年10月７日
全国法人会総連合　全国大会

税務署からのお知らせ

ご自宅からのe-Tax申告のご案内

申告書の作成・送信は 国税庁ホームページ から

確定申告

確定申告書等作成コーナーなら 自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からない…

入力がめんどう…

会社が休めない…

自動計算

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算

自動入力

マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力

自宅から

マイナンバーカードとスマホでe-Tax！

さらに！e-Taxなら早期還付されます

＼相談はチャットボットや電話でもできます／

▶チャットボットでの相談

※令和４年１月上旬公開予定

ご質問を入力いただければ、AIを活用した**「税務職員ふたば」**がお答えします。

税務職員ふたば

▶お電話での相談

e-Taxの使い方（操作方法等）	e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（全国一律市内通話料金）0570-01-5901
申告書の作成に当たってのご不明点等	所轄の税務署へお電話ください

国税庁　法人番号7000012050002

（裏面もご覧ください）

令和３年分（令和４年１月以降）からは さらに便利に！

ICカードリーダライタ無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された２次元バーコードをスマホ（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、
マイナンバーカードを使ってｅ-Ｔａｘで送信できます！

※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、いずれにも対応。

＼ＩＣカードリーダライタがなくてもＯＫ／

スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、
金額や支払者情報などが自動で入力されます！

スマホ専用画面の対象範囲が拡大

スマホ専用画面の対象範囲
（NEW は令和４年１月から対応予定）

【対象所得】
- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 NEW
  （上場株式等の譲渡所得等・配当所得等）
- 上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分） NEW

【各種控除等】
- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 NEW
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画をご案内しています

動画で見る確定申告

・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
・Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。
・Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
・macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

R3.9

確定申告会場へ来場をお考えの方へ　～感染リスク軽減のための対応～

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅から申告できる e-Tax をぜひご利用ください。

なお、相談はお電話でも可能です。

また、e-Tax の事前準備や申告書の作成手順は、「動画で見る確定申告」でもご案内しています。

◎確定申告会場のご案内 ◎

【 会　場 】　中産連ビル　２階集会室　　（名古屋市東区白壁三丁目 12 番 13 号）

※　無料駐車場なし。有料駐車場も台数に限りあり。

【 期　間 】　令和４年２月 16 日(水)　～　令和４年３月 15 日(火)

※　土曜日、日曜日及び祝日は除きますが、２月 20 日(日)・２月 27 日(日)の２日間に限り開設します。

【 時　間 】　午前９時 15 分　～　午後５時

※　確定申告会場の入場には、会場内の混雑緩和のため「入場整理券」が必要です。
なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

■　確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です

会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠を区切った**「入場整理券」が必要です。**入場整理券は**各会場で当日配付**しますが、**LINE を通じたオンライン事前発行**も可能です。
当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます（令和 4 年 2 月 16 日掲載開始予定）。

LINE で「入場整理券」を取得する方法

LINE アプリから国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加

※「友だち追加」ボタンをタップ、QR コードを読み込むほか、こちらのＱＲコードから友だち追加できます（国税庁 LINE 公式アカウント（外部サイト）にリンクしています。）。

友だち追加はこちら

入場時に申込完了画面を提示してください

※ LINE 公式アカウントからの事前発行は、令和 4 年 1 月 11 日以降、順次サービスを開始する予定です。

確定申告会場における感染防止対策について　～確定申告会場にお越しになる方へのお願い～

○入場時の検温の実施

確定申告会場への入場時に検温を実施します。37.5 度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断した時には入場をお断りさせていただきます。発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためて来場していただくようお願いします。

○マスクの着用、手指消毒のお願い

会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等で手指消毒をお願いします。

○少人数での来場

会場には、申告される方おひとりでお越しください。
介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

～税務署での対策のご紹介～

- ソーシャル・ディスタンスを確保した会場レイアウトを採用します。
- こまめな消毒を実施し、会場内には手指消毒液を設置するとともに、換気を徹底します。
- 職員は、マスク・フェイスシールドを着用して対応し、日々の体調管理を徹底します。

【お問合せ先】　名古屋北税務署　ＴＥＬ（052）911-2471

※　電話は、自動音声により案内しています。案内にしたがって、番号を選択してください。

国税の　簡単！便利な！　国税庁

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1 ダイレクト納付

こんな方におススメ！
e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報はこちら

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法　パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続　e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

2 振替納税

こんな方におススメ！
申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報はこちら

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法　預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続　初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。

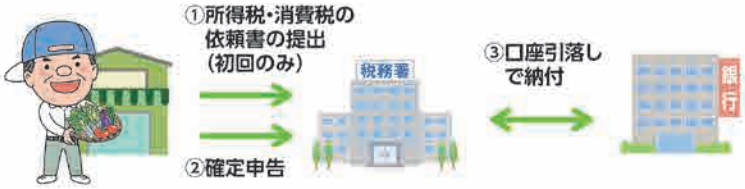

3 インターネットバンキング等

さらに詳しい情報はこちら

納付方法　インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続　インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー（https://www.pay-easy.jp/）」でご確認ください。

4 クレジットカード納付

さらに詳しい情報はこちら

納付方法　「国税クレジットカードお支払サイト（https://kokuzei.noufu.jp）」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）。

1

スマートフォン決済アプリを利用した納税について

スマートフォン決済アプリ（PayPay・LINE Pay・PayB）を利用した納税について

納付書に印刷されている「コンビニ収納用バーコード」をスマートフォンやタブレット端末のカメラ機能で読み取り、即時に支払いができるスマートフォン決済アプリ（以下「アプリ」といいます。）を利用することで、銀行やコンビニ等に行くことなく、「いつでも・どこでも」愛知県の県税を納税できるようになりました。

なお、ご利用時に読み取るバーコードの情報には、個人が特定できる情報は含まれておりません。

利用可能なアプリ

PayPay　LINE Pay（請求書支払い）　PayB

利用対象の税目

県税の全税目（自動車税、個人事業税、不動産取得税　など）
ただし、1 枚あたりの合計金額が 30 万円以下の納付書に限ります。

法人県民税・事業税についても、以下の 2 点を全て満たす場合に限り、アプリを利用して納税していただけます。

- 申告期限内に申告された**確定申告**又は**予定申告**であること。
- **納付期限の 2 週間前までに**申告書が管轄の県税事務所にて**受付**されており、受付後から**納付期限の 1 週間前までに**管轄の県税事務所に**コンビニ収納用バーコードが印刷されている納付書の発行依頼が行われている**こと。

ご準備いただくもの

1. スマートフォンまたはタブレット端末
2. 愛知県が発行したコンビニ収納用バーコードが印刷されている県税の納付書

ご利用方法

アプリの利用方法は、PayPay 及び LINE Pay はアプリ内の電子マネーである PayPay 残高または LINE Pay の残高を利用して、PayB はアプリで登録した銀行口座を利用して納税が可能です。

詳細は**各アプリ事業者のホームページ**でご確認ください。

※アプリの利用は無料ですが、パケット通信料は自己負担になります。

ご利用に関する注意事項

1. 納付書に記載されている「コンビニ取扱期限」を経過した場合は、アプリによる納税はできません。
2. 納付書の合計金額よりも PayPay 残高や LINE Pay の残高が不足しているとき（PayPay、LINE Pay による支払い）、もしくはアプリに登録した銀行口座の残高が不足しているとき（PayB による支払い）は、アプリによる納税はできません。
3. アプリを利用して納税した場合、納付書に納税済みである旨を記載していただくなど、二重に納税されないようご注意ください。

延滞金について

納期限を経過して納税された場合は、コンビニ取扱期限までに納税された場合でも、延滞金が発生する場合があります。

領収証書について

領収証書は発行されませんので、アプリ内の取引履歴や支払履歴もしくはアプリで登録した銀行口座の通帳記帳（PayB による支払い）により納税の確認をお願いします。

なお、領収証書が必要な場合は、申し訳ありませんが金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）、コンビニエンスストア又は県税事務所の窓口で納税してください。

納税証明書について

納税証明書は発行されません。

納税手続後、すぐに車検を受けるなど納税証明書が至急必要な場合は、県税事務所の窓口で納税してください。

申告書を県税事務所に送付する際の注意点について

申告書などを荷物扱いで送付することはできません

申告書や申請書・届出書は「信書」に当たることから、県税事務所に送付する場合には、「郵便物」（第一種郵便物）又は「信書便物」として送付する必要があります。（郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません。）

「信書」のガイドラインは、総務省ホームページをご覧ください。

収受日付印のある控えが必要な場合は、複写等により作成した控えのほか、返信用封筒（宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。）を同封していただければ、収受日付印を押印した控えを返送いたします。

※控えへの収受日付印の押印は、収受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。

申告書は郵便又は信書便でお早めに送付願います

申告書を、郵便又は信書便を利用し県税事務所に送付された場合、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日を提出日とみなすこととなりますが、それ以外の場合には、県税事務所に到達した日が提出日となります。

申告書はお早めに提出いただくとともに、送付により提出される場合には、必ず郵便又は信書便を利用されるようご注意願います。

なお、郵政公社の民営化に伴う郵便法の改正により、平成 19 年 10 月 1 日以降、郵便物は、第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物のみとなり、これまでの小包郵便物（ゆうパック、ゆうメール、EXPACK500 及びポスパケット等）は、郵便法の定める郵便物ではなくなりましたのでご注意ください。

詳しくは、郵便事業株式会社ホームページをご覧ください。

〇お問い合わせ先

愛知県名古屋北部県税事務所　課税第一課　県民税・事業税第一グループ

電話　052－531－6304（ダイヤルイン）

〔給与支払報告書提出のお願い〕

令和 3 年中に給与等の支払いをした方は「給与支払報告書（個人別明細書・総括表）」のご提出をお願いします。なお、『給与支払報告書の作成と提出についてよくあるご質問』を名古屋市公式ウェブサイト（https://www.city.nagoya.jp/）に掲載していますので、ご提出いただく際の参考としてください。

◇作成対象　令和3年中に給与等の支払いを受けた方で、
⑴令和4年1月1日に給与等の支払いを受けている方
⑵令和3年中に退職された方
（退職された方で支払金額が30万円以下の方については提出義務がありませんが、ご提出いただきますようお願いします。）

◇提 出 先　令和4年1月1日（退職された方は退職時）に
〇名古屋市内に住所のある方
名古屋市個人市民税特別徴収センター
〒460-8201　名古屋市中区丸の内三丁目10番4号（丸の内会館）
〇名古屋市外に住所のある方
各市（区）町村の住民税担当課（係）

◇提出期限　令和4年1月31日（月）
＊なるべく1月20日（木）までの提出にご協力をお願いします。

◇問い合わせ先　名古屋市個人市民税特別徴収センター　電話　（052）957－6930

提出は電子申告が便利です

給与支払報告書や異動届出書を地方税ポータルシステム「eLTAX」により提出することができます。

自宅やオフィスのパソコンなどから複数の市町村へ一括して申告することができ、とても便利です。ぜひご利用ください。

※名古屋市に給与支払報告書を提出する場合の市区町村コードは、給与支払者の所在する区にかかわらず「231002」（末尾の数字は検査数字のため、5桁の場合は「23100」）です。ご注意ください。

「eLTAX」を利用されている方は、電子納税の手続きをしていただくと、インターネットバンキング等から特別徴収税額を納入することができます。

詳しくは「eLTAX」ホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp/）をご覧ください。

〔償却資産申告書提出のお願い〕

令和4年1月1日現在、名古屋市内に償却資産を所有する方は、資産の所在する区ごとに償却資産申告書を作成してご申告ください。

また、令和4年度から申告書等の様式が変更になりましたのでご注意ください。詳細につきましては、本市公式ウェブサイト（https://www.city.nagoya.jp/）をご確認ください。

◇提出期限

令和4年1月31日（月）

※提出期限間近は窓口が大変混雑しますので、
なるべく令和4年1月20日（木）までの申告にご協力をお願いします。

◇提出先・問い合わせ先

栄市税事務所固定資産税課償却資産係
〒461－8626　東区東桜一丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル8階）
電話　(052)959－3309

〔納税は便利な口座振替・自動払込みをご利用ください〕

◇ご利用いただける市税

市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）

◇お申込み手続き

「市税の納税通知書または領収書」、「預貯金通帳の口座番号がわかるもの」、「預貯金通帳のお届け印」をお持ちのうえ、預貯金口座のある名古屋市内の市税の取扱金融機関へお申込みください。

◇取扱金融機関

市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局

※全国の店舗でお申込みいただける金融機関と、愛知県内の店舗に口座をお持ちの方のみお申込みいただける金融機関がありますので、ご注意ください。

◇口座振替・自動払込みできる預貯金

普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金

◇振替の開始

おおむね、申込みの月の翌々月以降の納期分からです。

※「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」が届くまでは、お届けする納付書でお納めください。

◇振替日

各納期の最終日（納期限）。前納（1年分）の場合は第1期の最終日（納期限）です。

◇問い合わせ先

名古屋市市税収納事務センター
〒460－8202　中区丸の内三丁目10番4号（丸の内会館）
電話　(052)957－6931

税理士会

相続により取得した空き家を譲渡した場合の特例

名古屋税理士会名古屋北支部　税理士　宮島富久雄

○はじめに

近年、少子高齢化等の影響により空き家が増加し社会問題となっています。増加する空き家の多くは昭和56年5月31日以前に建築された、いわゆる旧耐震基準の家屋になっていると考えられ、地域の生活環境にも悪影響を及ぼすことが懸念されています。そこで国は、耐震基準を満たさない空き家の発生を抑えるため、税制面から相続により取得した空き家を譲渡した場合の税金を軽減するための特例を設けています。今回はその特例についてご説明します。

○制度の概要

相続によって、亡くなった方（以下では「被相続人」といいます。」）が住んでいた家屋が空き家となってしまった場合に、その空き家を相続した相続人が、相続開始の日から3年を経過する年の12月31日までにその空き家を譲渡し、一定の要件に該当するときは、譲渡によって得られた利益から最高3,000万円を控除することができます。

○特例の対象となる空き家

この特例の対象となる空き家は、相続開始の直前において、被相続人の居住用に使われていた家屋とその敷地となっていた土地であり、家屋については以下の3つの要件をすべて満たしていることが必要です。

⑴ 昭和56年5月31日以前に建築されたこと。
⑵ 区分所有登記をされていないこと。
⑶ 相続開始の直前において、被相続人以外に居住をしていた人がいなかったこと。

なお、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった家屋でも、被相続人が老人ホーム等に入所したためである場合など次の一定の要件を満たすときは、特例の対象となる被相続人の居住用家屋として取り扱われます。

㈠ 要介護認定等を受けていた被相続人が一定の老人ホーム等へ入所したこと。
㈡ 上記㈠により被相続人の居住の供されなくなった時から相続開始の直前まで、引き続きその家屋がその被相続人の物品の保管その他の用に供されていたこと。
㈢ 被相続人の居住の用に供されなくなった時から相続の開始の直前までその家屋が事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。
㈣ 被相続人が上記㈠の老人ホーム等に入所をした時から相続の開始の直前までの間において、被相続人が主としてその居住の用に供していたと認められる家屋がその老人ホーム等であること。

○特例を受けるための主な要件

この特例を受けるためには、以下の要件を満たすことが必要です。

⑴ 譲渡をした相続人が、相続によりその家屋と土地の両方を取得していること。

⑵ 次のいずれかの譲渡であること。

①家屋と土地を譲渡する場合

譲渡の時点で家屋が一定の耐震基準を満たしていること。

⇒耐震基準を満たしていない場合は、耐震改修などを行ったうえで、譲渡をすることが必要になります。

②家屋を取り壊し、土地を譲渡する場合

家屋の取り壊し後、土地を譲渡すること。

⇒譲渡後（引渡し後）に家屋が取り壊された場合は、対象外になります。

⑶ 相続の時から譲渡の時まで、家屋、土地いずれも事業や貸付け、居住用に使用されていないこと。

⑷ 相続開始の日から3年を経過する日の年の12月31日までに譲渡すること。

⑸ 譲渡代金が1億円以下であること。

⑹ 譲渡先（買主）が配偶者・直系血族・同一生計の親族等ではないこと。

⑺ 譲渡した家屋や土地について、相続財産を譲渡した場合の取得費の特例を受けていないこと。

○特例を受けるための手続き

この特例を受けるためには、次の必要書類を添えて確定申告をすることが必要です。

⑴ 登記事項証明書

⑵ 売買契約書の写し

⑶ 売却した不動産の所在地の市町村長から交付を受けた確認書（被相続人居住用家屋等確認書）

⇒この確認書は発行を受けるまで時間がかかる場合がありますので、確定申告に間に合うよう、早めに確認書の申請を行うようにする必要があります。詳しい申請手続きについては、各市町村にご確認ください。

被相続人の居住用家屋とその敷地を売却した場合は、上記⑴～⑶に加えて、

⑷ 耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書の写し

（家屋の売却時前2年以内に証明のための調査が終了したものまたは評価されたもので、建設住宅性能評価書については耐震等級1～3であるものに限ります。）

○適用期間

この制度の適用期間は令和5年12月31日までとなっています。

名古屋税理士会名古屋北支部
北区田幡二丁目12番14号　明治安田生命黒川ビル4階　電話 052-914-7215

会員のページ

父の青春!

商工省愛知機械技術員養成所“モノづくり愛知の礎”

大曽根支部　桶槽工業㈱　稲垣　要

昭和初期、正に日本は緊急事態であった。満州事変から始まり国際連盟脱退、昭和 12 年8月「国民精神総動員実施要領」交付があった頃、名古屋に国立愛知機械技術員養成所が、当時の商工省直轄で東京、大阪、名古屋に設立された。

養成所のロゴマークと名称が記された旗　稲垣氏所蔵

それは、戦後の通産省名古屋工業試験所（名古屋市北区）の敷地にである…当時、国立で、官費で時の技術将校になれると多くの若者が養成所を受験した。養成所では、一般教養、専門課程・製図、施盤、仕上げ、フライス盤、鍛冶、木型、溶接、鋳造科があり、全寮制であった。朝 5 時半から徹底的に技術を叩き込まれたそうである。

中央の制服姿が稲垣氏の父上

同養成所は、1938（昭和 13）年に創立されたが 1945（昭和 20）年5月に米軍の大型爆撃機 B29 470 機による焼夷弾爆撃で焼失した。惜しくもその日は名古屋城本丸も焼失している。この時、投下された焼夷弾は長さ 80cm、6角形の断面をした油脂爆弾で、養成所の敷地内には無数の破片残骸が落ちていた。その燃え盛る様は、まるで凄く大きな花火を見るかの如くであったそうである。

そして、施設が焼失したため行き場のなくなった若者たちは、学びの場を求めて疎開で空になっ

た近くの小学校、矢田の長母寺へ転々と移動し、そこで、玉音放送を聴いた。この時、彼らには、焼け出されても、焼け出されても、“負けてたまるものか” という根性が培われた。1945（昭和 20）年当時は、17 名の女子も製図や縫製を学んでいた。

当時の地図より抜粋

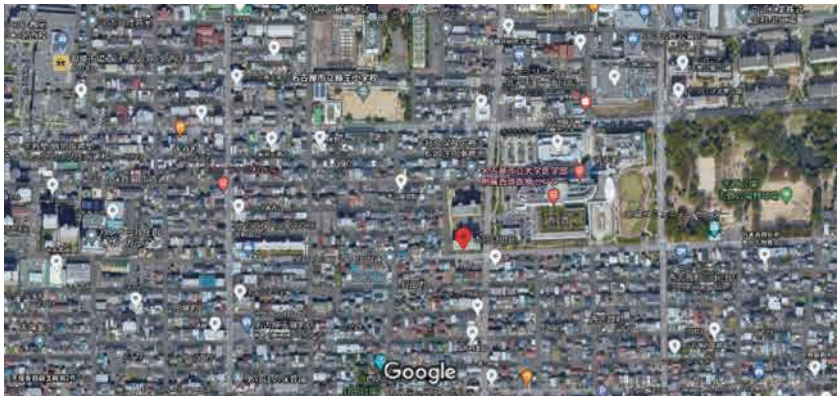

現在の跡地

同養成所は、1938（昭和 13）年の創設から 1945（昭和 20）年の空襲で消滅し、翌 1946（昭和 21）年の閉校までの8年間に 1,604 名の技術者を世に輩出した。入隊者を含めると約 1,700 名に及ぶ。父鍵一は、この養成所の製図科で学び、その後、後進育成のため指導教官として勤務し廃校となるまでを見届けた。

戦後、東京、大阪の養成所は名称変更にて存続したが、名古屋は焼失のためか、存続再建は実現できなかった。

この “非常時” に学んだ多くの若者たちの知識、技術は、きっとその後の “モノづくり愛知の礎” となったに違いない。新型コロナの緊急事態は今なお続く。

父鍵一の回顧録「生涯・健康・努力」より

筆者本人

稲垣氏の父上が書いた回顧録（実物）

法人会事業

北法人会の行事

令和3年8月1日～11月30日

トピックス

9～10月（6回開催）

新型コロナワクチン職域接種を実施

場所／㈱ティア ヒューマンリソースセンター
医師／くろかわ内科・検診クリニック

9月16日から10月30日にかけて、会員企業の従業員様等、延べ512人の方々に接種いただきました。

医師及び医療スタッフは、くろかわ内科・健診クリニック様、ニットーメディカルシステムズ㈱様のご協力により、接種会場は、㈱ティア様に無償で提供のご協力をいただいて実施できました。

ワクチン接種会場には、外国人の技能実習生の皆さんの姿も多く見られ、「罹リツケノDｒナクテ、予約デキナイ困ッテイタヨ。」と、片言の日本語で受付をされていました。

ワクチンの供給量不足から、当初の接種計画どおりに接種を行うことが叶わず、1,000名以上の方からキャンセルいただくこととなってしまい、各企業のご担当の方々を含めご迷惑をお掛けしましたが、接種を希望された皆さま方には、少しでもお役に立てたのではないかと考えています。

経営教室

8.24 **仕事に役立つ断捨離セミナー**

場所／名古屋市北文化小劇場
講師／公認断捨離トレーナー　星川 テルヨ氏

身の回りに物が溜まってしまうと次第に整理ができなくなり、必要な物を探すのに時間が掛かり、仕事の効率が上がりません。書類などは、一度目を通したら、必要かどうか判定して処理しましょう。書類は平積にしないこと。片付けは、心の安定にも繋がります。

～講演の一部より～

税務教室

10.22 **第1回 知って得する印紙税 聴いて納得インボイス制度**

場所／名古屋市北文化小劇場
講師／名古屋北税務署 法人課税第1部門統括官 池原伸広 氏

11. 5 **第2回 税のあれこれ**（写真）

場所／名古屋市北文化小劇場
講師／名古屋北税務署副署長　宿利孝則 氏

11.24 **第3回 年末調整オンライン説明会 税理士が分かりやすくお伝えします 2021版 年末調整実践セミナー**

場所／名古屋市北文化小劇場／オンライン
講師／税理士　中島加譽子 氏

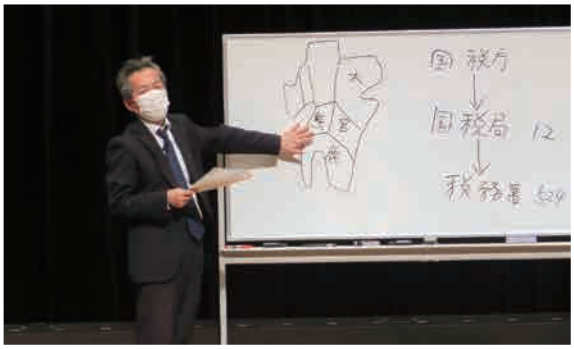

講　演　会

9. 7　**オンライン講演会**

「揺れ動く内外情勢とこれからの政治経済」
場所／ウインクあいちサテライト会場
　　オンライン(ZOOM)
講師／田崎史郎 氏（政治評論家）

11.17　**「税を考える週間」記念講演会**

「いま中国で何が起きているか!
　　中国最新情勢と今後の日中関係」
場所／名古屋市守山文化小劇場
講師／石平 氏（拓殖大学客員教授/評論家）

その　他

8.19
11.12　**法人の決算と申告説明会**（写真）

場所／法人会研修室
講師／名古屋北税務署
　　法人課税第一部門 審理担当官　村松弘邦 氏

11.25　**大規模法人研修会**

「税務を取り巻く環境変化と税務行政
　　申告書作成のチェックポイント」
場所／ウインクあいち
講師／名古屋国税局調査部部長　四井清裕 氏
　　名古屋国税局調査名古屋管理課長　小山太郎 氏

租税教室・社会貢献

8.22　**小学生　税金クイズ＆映画の会**

場所／名古屋市守山文化小劇場

11.20　**社会貢献観劇研修会**

「夫婦漫才」講演会and公演会
- 講演会「夫婦漫才」名古屋公演決定秘話
  ～コロナ禍における劇場事情～
  講師／株式会社御園座
  　　代表取締役社長　宮崎敏明 氏

  講演会では、コロナ禍において劇場収益を上げるために、公演料を1か月計算から1公演に変更したり、人件費の削減のため少数精鋭にしたりと様々な努力をしていることを伺いました。
  場所／碧海信用金庫　御園支店　6階会議室
- 公演会「夫婦漫才」観劇
  場所／御園座

  公演会ではとても良い席で、コロナ禍で硬直した顔の筋肉を十分解していただきました。

各　種　講　座

8月～9月（3回開催）
　　パソコン講座
場所／法人会研修室
講師／システムカレッジ代表　平林一紀 氏

8月～10月（8回開催）
　　簿記会計講座
場所／法人会研修室
講師／名古屋税理士会名古屋北支部
　　税理士　山本和紀 氏

役員会

8.5　運営会議・本部理事会・懇談会　　10.8　広報委員会　　10.14　組織委員・厚生委員・支部長　合同会議

支部報告

活動レポート

見学研修会

若葉支部 北陵支部 合同見学研修会

10.16　蒲郡クラシックホテル館内スペシャルツアー

今回限りのスペシャルな見学プランを堪能

参加人数は多くはありませんでしたが、皆さんからホテルのランチ、みそ蔵の見学、サンヨネのショッピングと、どれも楽しかったとのお声をいただきました。蒲郡クラシックホテルでは、今回特別に設定された館内の紹介と内部見学が有り、昭和9年第1回国際観光ホテルに指定された「蒲郡ホテル」を前身とし、華麗な城郭風建築の外観に加えクラシックで知的なアールデコ様式の内装・調度品を今に受け継いでいるとともに、歴史の波に翻弄されつつも、現代にその姿をつないでいることがよくわかりました。

また、西尾市では、100年以上続いているという「みそ蔵」を見学し、味噌の製法や味噌の効能?を学びました。

三河地方に店舗を展開する食品スーパー「さんよね」では、豊富な品ぞろえと新鮮な食材がみるみる売れていく様を目の当たりにし、その売れる秘密を感じ取りました。

最高の好天のもと、暑いくらいでしたが、有意義な研修旅行となりました。

金城西支部 見学研修会

10.27　近江日野商人館と近江八幡水郷めぐり

「近江日野商人館」にて、満田館長から四百年におよぶ近江日野商人の歴史と商法についてご講演いただきました。現在に通じる進取性・創造性・堅実性に満ちており、独自の定宿制度や飛脚制度を全国に張り巡らし組織的な商いを展開し、現在もなお多くの店舗が三百年を超えて経営されています。参加された方々には、会社経営のヒントとなったことと思います。なお、研修の前にラコリーナと水郷めぐりを楽しみました。

杉村支部 大杉支部 清水支部 合同見学研修会

11.16　セントレア税関施設

名付けて「大人の税金教室」？知多半島、常滑のセントレアにて「名古屋税関中部空港支所」の施設を見学しました。

始めに小垣内広報広聴官から税関業務の詳細な説明があり、違法薬物や拳銃、コピー商品の持込の摘発などの事例など、税関職員が私たちの安全維持のために24時間体制で働いていることなどを学習したほか、麻薬探知犬のデモンストレーション見学もあり、一人前の麻薬探知犬に成長するまでの訓練や指導員との気持ちの交流などの苦労話は、興味深いものでした。

また、絶え間なく離着陸する航空機を税関庁舎屋上から見学した後、空港へと移動して、電子通関ゲートの体験では、実際に自分のパスポートとスマホの専用アプリを使って、最新装置に読み込ませ上手く通れるかどうか、ドキドキしながらの体験となりました。

同装置は、導入直後に新型コロナ感染が拡大し、海外旅行がストップしているため、実際の通関業務に使用できていないということで、早くコロナに収束してほしいという気持ちが一層強くなりました。

約2時間の税関業務全般についての研修を終え、その後は、まるは食堂で昼食、半田市内の新美南吉記念館見学、刈谷ハイウェイオアシスにて家庭や職場にお土産を買い、一日の行程を終えました。

税務研修会

杉村支部 大杉支部 清水支部 合同税務研修会

9.27
講師／税理士　岡嶋達朗 氏

金城西支部 若葉支部 北陵支部 合同税務研修会

11.10
講師／武田克彦専務理事

守山6支部 合同税務研修会

11.11
講師／武田克彦専務理事

役員会

守山北 支部

10.14

守山 支部

10.26

瀬古 支部

10.28

小幡 支部

11.2

北陵 支部

11.8

金城西 支部

11.19

大森 支部

11.25

新入会員加入勧奨についてや、
今後の支部行事予定などについて話し合いました。
支部役員の皆さまありがとうございます。

法人会全力アピール中!!

ご協力いただいている会員企業様（一部です）

- ㈱ナカシロ様
- ㈱シバタ紙器様
- まさき電設㈱様
- ㈱魚鉄様
- みどり楽の湯様
- ㈲ニューさのさ鮨（ボイル）様
- 松尾紙器㈱様
- ㈱知多海様
- 瀬戸信用金庫川村支店様
- 田辺産業㈱様
- 川辺建設㈱様
- 東春酒造㈱様
- 北愛知三菱自動車販売㈱様（順不同）

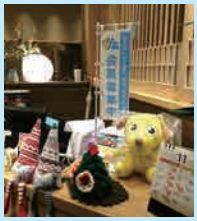

新会員紹介

ご入会ありがとうございました

2021.8～11

支　部	会社名等・住所	代表者名・電話番号	業　種	歓奨社
大杉	㈱フレンズ 北区中杉町2丁目21-2	松川浩明 680-1330	介護事業	中日信用金庫本店（清水）
清水	行政書士法人TSUBOI　A.P. 北区清水5丁目5-3 名北フロントビル3階	坪井秀文 982-6877	行政書士	
金城西	㈱M.S.S 北区光音寺町1丁目57-7	近藤正佳 898-0189	ビルメンテナンス業	
金城西	㈱RAISE 北区中切町新田885-15	佐野　亮 917-3433	医療器械販売・卸、 医療コンサル	
金城西	㈱エンチェリッシュ 北区城見通2丁目13 サーパス黒川802	岸本基司 857-1042	保険業	
金城西	㈱名鴎通信設備 北区金城1丁目6-16	清水晴彦 231-6700	情報通信機器、 防犯カメラの販売、施工	㈱白木
若葉	㈱エイコウホーム 北区垣戸町2丁目20-2	天木　崇 915-1818	建築工事、リフォーム、 設備工事	
楠	㈱大上サービス 北区丸新町393-1	ガルシアギレルモ 080-2610-7975	建設業	
瀬古	T・P・C 守山区瀬古3丁目107-8	高岸保弘 725-8148	建築塗装請負	㈱ナカシロ（守山北） 瀬戸信用金庫川村支店（守山北）
瀬古	善水㈱ 守山区瀬古東3丁目1903-2	星野真里 888-7638	貿易、コンサルティング、 翻訳、通訳	
守山	桜井建工㈱ 守山区中新20-3-B	櫻井健一 898-2434	建設業、リフォーム	
小幡	㈱グッド・チーム 守山区小幡北1906	豊岡敬子 080-3655-1607	各種コンサルティング、 カウンセリング、動画企画制作	
小幡	寿司一 守山区小幡常燈19-6	緩詰和昌 796-4700	飲食業	㈱インシュート
大森	(一社)まごころ福祉会 守山区向台3丁目1204	伊藤雄一郎 778-8400	障がい福祉サービス事業	
大森	㈱パペット・フィルム・パートナーズ 守山区森孝東2丁目301 704号	川島通雄 799-4033	人形操演者のマネジメント、 イベント制作	
区外 特別会員	㈱伊賀井商店 東海市南柴田町ハの割138-13	茶屋正則 603-5591	ブリキ抜加工、卸売	ユニック中部販売㈱（金城西）

（敬称略）

法人会全力アピール中!! Ⅱ

あなたのオフィス等にも「けんた」を飾ってください!お申し込みは事務局まで連絡をお願いします。（915-3886）

女性部会

活動レポート

事業活動

7.12～8.31　**川柳・俳句・標語の募集**

今年の「お題」に沿って名古屋北法人会会員の皆様のほか、愛知県内の法人会会員の方々からも応募をいただき審査の結果、部門ごとに最優秀作品各 1 点、すべてを通じての特別賞1点を次のとおり決定しました。

今年のお題

「川柳」…… オリンピック（五輪）に関すること
「俳句」…… コロナが終息したらやってみたいこと
「標語」…… 税に関すること

今年度の受賞作品をご紹介いたします。

審査員　俳句：（公社）俳人協会愛知支部　支部長　山本比呂也先生
　　川柳：中日川柳会　代表　荒川八洲雄先生
　　標語：女性部会役員

応募数　川柳 20 点　俳句 20 点　標語 3 点　計 43 点

最優秀賞　俳句

㈲名古屋シルバーサポート　日比野由美子 様

コロナの世 母に会える日 待つ晩夏

〈講評〉このお母さんは遠く離れて住んでおられるのか、あるいは、入院（入所）しておられるのか、分かりませんが、コロナ禍では会いたくても会うことが叶わないのが現実であります。その切実な思いが良く伝わってくる作品です。早く会える日が来ることを、共に祈りたいと思います。

最優秀賞　川柳

㈲神田鉄工所　神田定子 様

コロナでも ワクチン後の 五輪の輪

〈講評〉今回のオリンピックはコロナの感染拡大が続くなかで開催された点で、歴史に残る大会となりました。無観客や観客数を制限した中、206カ国から1万人を超える参加者がありました。熱戦の模様は全世界にリアルタイムで報道され、多くの感動を呼び、スポーツを通じた国際交流は平和への大きな力になると再認識させてくれました。応募作品の中で「コロナ」を使った作品は2点ありましたが、本作品の「五輪の和」に開催してよかったとの思いが伝わりました。

特別賞（川柳部門）

愛知県中小企業共済協同組合　渡辺哲也 様

東京の 青空五輪の 白い雲

※標語は、該当する作品がありませんでした。

11.12～12.23　YouTube 配信

「クイズで学ぶ税金の使い道」チャレンジ @YouTube

昨年に引き続き、税金クイズ動画を配信しました。

今年は、けんた君が交通資料センター→名古屋城→愛知芸術文化センターを巡りながらクイズを出題! 昨年よりもさらにパワーアップした動画になりました。

11.27　税に関する絵はがきコンクール のための 絵はがき教室

場所：名古屋市北図書館　　講師：落合智樹 氏

同様の絵はがき教室を 11 月 29 日に杉村小学校トワイライトスクールでも開催しました。

役員会

9.10　　10.7　　11.18

青年部会

活動レポート

税務研修会

11.17　**税務研修会と拡大役員会と懇親会**

講師／名古屋北税務署法人課税第1統括官　池原伸広 氏

新型コロナが収束してきているタイミングに、税務研修会と拡大役員会と懇親会を開催しました。

第一部として、税務研修会では、講師を名古屋北税務署の池原法人課税第1統括官様にお願いし、消費税のインボイス制度の詳細について研修しました。

第二部では、拡大役員会として、今後の行事計画等と部会員の拡大について，徳永青年部会長から説明があり、新型コロナの影響から、令和元年度と令和2年度の卒会者のみなさんを囲んで“送り出し”が出来ていなかったので、12月23日に“卒会者を囲む会”を開催することとなりました。

また、第三部の懇親会では、みなさん、マスク会食にも慣れた感じで注意を払いながら、久し振りの会食、近況交換、仕事の話などに盛り上がりました。

事業活動

11.26　**第 35 回 全国青年のつどい（佐賀）**

11 月 26 日（金）に、佐賀県佐賀市の佐賀市文化会館において、第35回全国青年の集い佐賀大会が開催されました。

今回は新型コロナウイルス感染症対策の一環として、参加者は青年部会長（または代理）に限定されていたため、現地には、青年部会長が1人で参加し、他の部会員はウェブでつどいの様子を視聴する方式で参加しました。

役 員 会

9.15　拡大役員会　ZOOM

税を考える週間記念講演会

いま中国で何が起きているか!
中国最新情勢と今後の日中関係

講師／拓殖大学客員教授　評論家　**石　平**氏

日時／令和3年11月17日(水)14:00～15:30
会場／守山文化小劇場

“税を考える週間”の最終日の 11 月 17 日、守山文化小劇場にて開催しました。

新型コロナが落ち着いており、会場定員の 400 名まで収容することもできましたが、概ねその半分を限度に一人置きに掛けていただくこととして、ご案内を開始したところ、講師としてお越しいただいた石平氏の人気なのか、会員の皆さまをはじめ、守山商工会会員の皆さま、地域にお住いの皆さま方など、大変多くの皆さまから聴講希望を頂戴しましたが、定員オーバーのため一部のお客様にお断りせざるを得ない事態となってしまいました。聴講を楽しみに会場まで足をお運びいただいたにもかかわらず、お断りしましたこと、誠に申し訳ありませんでした。紙面を借りてお詫び申し上げます。

講演では、熱心にメモを録る方もいらして、講師の語りもヒートアップ?（笑）。中国内部で起きている香港・台湾との問題や、新疆ウイグル自治区での人権問題の他、アメリカや日本との外交問題等々、世界中で起きている様々な問題の多くに中国が関係しているということに驚かされ、今後、どのように対応していくべきかということを考えさせられ、予定していた 90 分間があっという間に過ぎてしまったという印象でした。

総入場者……210名

マンガでわかる! 法人会自主点検チェックシート

- 貸借関係（現金・預金）編 -

国税庁後援

企業を成長させるためには、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。
法人会の「自主点検チェックシート・ガイドブック」は、企業自らが自主点検することを通じて、税務コンプライアンスを向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待するものです。

（日本税理士連合会監修、国税庁後援）

法人会の福利厚生等制度
あなたの会社と社員の皆さまを守るための制度です。ぜひ、ご活用ください。

経営者大型総合保障制度
経営者のリスクマネージメントとして、生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働くことができなくなってしまった場合のリスクに備えるための制度をご用意しています。　団体料率の運用により割安な保険料を実現！

お問合せは、
大同生命保険株式会社名古屋支社　第四営業課　担当：安藤　洋介
TEL：052−541−3151

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る！
政府労災の上乗せ補償……ハイパー任意労災（業務災害総合保険）新型コロナ感染も
企業向け第三者賠償責任保険…STARs（事業綜合賠償責任保険）
火災と地震災害に備える……プロパティーガード＋企業地震保険（企業財産保険財物損害補償特約等）
個人情報の漏えい事故対策……情報漏えいガード（個人情報漏洩保険）

お問合せは、
AIG 損害保険株式会社　名古屋支店　担当：山田　史絵
TEL：052−857−1400

個人のための保障制度　従業員の皆さまもご加入いただけます！
法人会がん保険制度・法人会医療保険制度　おひとり様からでも集団取扱いの割安な保険料でご契約いただけます。ネット医療相談サービスをご利用いただけます。

お問合せは、
アフラック愛知総合支社　担当：佐藤　健太
TEL：052−586−7682

企業の福利厚生施策としてもおすすめです！……傷害共済
経営者だからこそ備えてほしい！……経営者医療共済
付帯サービスでサポート！……健康診断受診助成や労働安全講習受講・技能検定養成等助成

お問合せは、
愛知県中小企業共済協同組合　担当：井澤　博之
TEL：052−587−2223

会員募集　新たな出会いと本音で語り合う仲間を見つけましょう

研修・地域貢献事業 ＝ 税法、経営、教養、講演会、簿記講座、区民まつり参加、優良工場見学
保障制度 ＝ 大型保障、ビジネスガード、がん保険、取引信用保険、人間ドック
交流事業 ＝ 経営研究会、青年部会、女性部会、支部
情報発信 ＝ 税法改正の要望・提言、広報紙配布、税務参考図書

名古屋北法人会だより No.152

令和4年1月1日　発行

発行所　公益社団法人　名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集　広報委員会

印刷所　株式会社　正鵠堂
名古屋市北区志賀本通1-38-101
電話 914-1855㈹

名古屋北法人会広報委員会では
毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見ご要望をお待ちしています。

TEL 915-3886　FAX 915-3850
E-mail：kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。一度アクセスしてみてください。
http://www.kitahou.or.jp

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

\NEW/
介護状態に合わせて保障する

アフラックの しっかり頼れる 介護保険

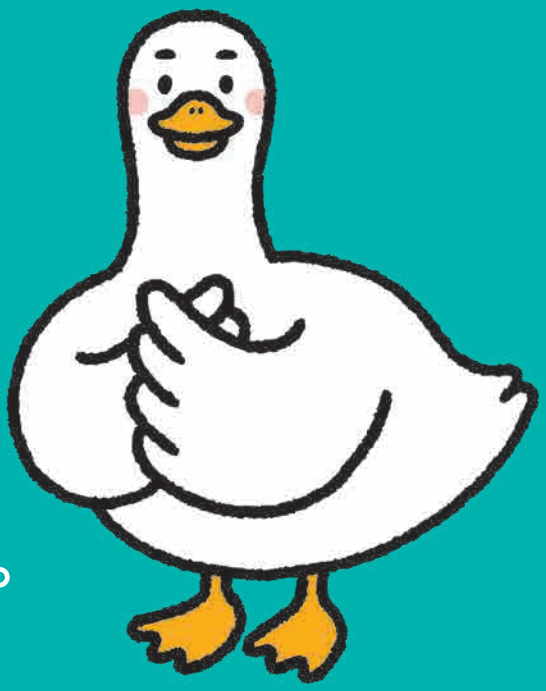

今からはじめましょう。 アフラックから、 しっかり頼れる介護保険、誕生。

人生100年時代、備えておきたい介護へのリスク
公的介護保険制度に連動したシンプルでわかりやすい保障

- 特長1　**要介護 1** 以上に認定された場合、**一時金をお支払い**します
- 特長2　**要介護 3** 以上に認定されている場合、**介護年金をお支払い**します
- 特長3　**要介護 1** 以上に認定された場合、**以後の保険料のお払込みは不要**です

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

資料請求は
お気軽にどうぞ!　アフラック 法人会　検索

引受保険会社

「生きる」を創る。
Aflac アフラック

愛知総合支社　〒451-6029 愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29階
法人会用フリーダイヤル 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

No.1 アフラック がん保険・医療保険 保有契約件数
令和2年版 インシュアランス生命保険統計号

P21042　AFツール-2021-0111-2110031　7月16日